

第24期決算公告

平成27年6月15日

東京都港区芝二丁目32番1号
株式会社 長谷工システムズ
代表取締役 中村 康廣

貸借対照表(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,160,417	流動負債	1,216,434
現金及び預金	212,539	未払金	246,986
受取手形	2,865	未払費用	328,518
営業未収入金	569,376	未払法人税等	20,351
リース投資資産	1,305,370	未払消費税等	36,128
貯蔵品	23,314	前受金	742
前払費用	21,472	預り金	5,142
未収入金	1,262	前受収益	1,511
立替金	1,419	賞与引当金	32,123
繰延税金資産	23,000	リース債務	544,933
貸倒引当金	△ 200		
固定資産	726,470	固定負債	514,673
有形固定資産	342,314	長期借入金	346,089
建物	58,714	退職給付引当金	58,760
備品	283,325	リース債務	71,791
貸与資産	275	繰延税金負債	38,033
		負債合計	1,731,107
		純 資 産 の 部	
無形固定資産	107,964	株主資本	1,032,273
ソフトウェア	17,318	資本金	155,200
リース資産	90,646	資本剰余金	52,533
投資その他の資産	276,191	資本準備金	52,533
投資有価証券	197,973	利益剰余金	824,540
関係会社株式	9,000	利益剰余金	824,540
長期前払費用	23,921	(当期純利益)	(397,653)
差入敷金保証金	45,297	評価・換算差額等	123,506
		評価差額金	123,506
		純 資 産 合 計	1,155,779
資産合計	2,886,886	負債及び純資産合計	2,886,886

【 重要な会計方針 】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等による時価法

評価差額は全部純資産直入法によっており、売却原価の算定は移動平均法による原価法によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産(貸与資産を除く) 定額法

貸与資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

ソフトウェア(自社利用)については社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛債権その他これに準ずる債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、計算法は簡便法を用いております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

【その他の注記】

(重要な会社分割)

(1) 取引の概要

1. 対象となった事業の名称及び事業の内容

事業の名称：保険事業

事業の内容：損害保険代理店業務・生命保険の募集に関する業務

2. 分割期日

平成26年7月1日

3. 分割の形態

当社を吸収分割会社とし、株式会社長谷工アネシスを吸収分割承継会社とする簡易吸収分割であります。分割に際し、株式会社長谷工アネシスからの株式、金銭、その他の財産の交付は行っておりません。

4. 分割の目的

当社保険サービス事業部では、株式会社長谷工コーポレーションの建設工事のほか、株式会社長谷工アネシスグループ各社のサービスに付随した保険事業を展開しておりました。分割後は、株式会社長谷工アネシスを中心としたストック事業各社とのグループ連携を強化し、より一層の事業拡大を図ることが目的です。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計基準第21号 最終改正平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する摘要指針」（企業会計基準摘要指針第10号 最終改正平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。